

山北町こども家庭センターの設置について

1. こども家庭センターについて

児童福祉法の改正により、母子保健機能及び児童福祉機能双方の一体的な運営を行うための組織を設置することが努力義務化されたもの。

	センター設置にあたっての要件
(1)	母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。
(2)	母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長及び統括支援員をこども家庭センター1か所あたり各1名配置すること。
(3)	改正児童福祉法第10条の2第2項及び改正母子保健法第22条第1号～第4号に規定する業務を行うこと。
(4)	当該施設の名称は「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一的名称)を称すること。

2. 山北町こども家庭センターの設置について

山北町では既に、母子保健機能を有する機関として、「子育て世帯包括支援センター」、児童福祉機能を有する機関として、「子ども家庭総合支援拠点」がそれぞれ設置されていますが、これらを統合し、新たに「山北町こども家庭センター」を設置することにより、双方の機能のより一体的な支援につなげます。

(1)設置時期

令和7年3月より運営開始

(2)人員設置

「こども家庭センター設置ガイドライン」に基づき、配置職員は次のとおり。

① こども家庭センター長

② 統括支援員(1名)

統括支援員の資格要件について

保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有し、国の実施する研修を受講した者。

(3)主な業務内容について

- ・母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の実施
- ・合同ケース会議の開催
- ・対象者に対するサポートプランの作成

サポートプランについて

支援を要すると判断された家庭の基礎情報や課題に対する支援内容等について記載し、本人同意のうえで交付する。

サポートプラン作成基準	
作成対象者	①妊産婦や乳幼児、及び乳幼児の保護者等、より手厚い支援を必要とする者 ②要保護児童、要支援児童、特定妊婦 ③上記の者以外で、予防的観点から早期の支援開始が必要な者
記載内容	支援対象者の基礎的情報、支援の種類や期間、内容や利用頻度等
交付方法	本人に対面による直接交付